

## 「21世紀型の消費者政策の在り方」と消費者団体訴訟

現在、消費者庁で、「消費者法制度のパラダイムシフト」の議論がされている。消費者法の仕組みを抜本的に改革しようという意味では、先代パラダイムシフトと言ってもよいものとして、消費者庁が発足するより前の2003年5月に、現在の内閣府消費者委員会の前身である国民生活審議会消費者政策部会がまとめた報告「21世紀型の消費者政策の在り方について」がある。筆者も部会委員を務めていたが、そこでは、「21世紀にふさわしい消費者政策のグランドデザインを提示すること」が目指され、消費者を従来の行政によって保護される対象から、自立した主体として市場に参加し、公正な市場の形成に向けて重要な役割を果たす者として、その位置づけの見直しが行われた。

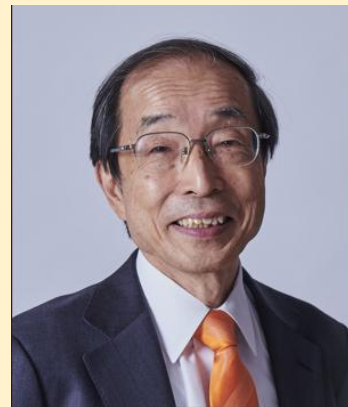
このような考え方に基づく消費者政策の実効性確保のための具体的な立法提案も報告に含まれていた。それらのうち、事業者による自主行動基準の策定・運用は2004年の消費者基本法の改正で、公益通報者保護制度の整備は同じ2004年の公益通報者保護法の制定で実現した。そして、消費者団体訴訟制度は2006年の消費者契約法の改正で実現し、2007年から施行されている。筆者は、2004年9月のCOJ設立時の35名の個人会員の1人であり、消費者契約法が改正された2006年までという、適格消費者団体としての活動の準備期にCOJの理事を務めていた。

「21世紀型の消費者政策の在り方」において提案されたものの、未だ実現していないのが、違法・不当行為の抑止策としてのアメリカの連邦量刑ガイドライン的考え方、すなわち、事業者の自主的な法令遵守体制の整備状況等を勘案した行政処分である。景品表示法の2023年改正で、過去10年以内に課徴金納付命令を受けていた事業者については、課徴金の率が若干割増しされたことが、少し関連しているにとどまる。なお、課徴金は、行政処分であるとともに、不当収益の吐き出しの役割も果たしている。

2013年に制定され、2016年から施行されている消費者裁判手続特例法は、消費者団体訴訟制度を拡充するものであり、その狙いは、個々の消費者の被害救済を容易にするとともに、すべての消費者被害の金銭的救済により事業者の得た不当な収益をはき出させ、それによって不当な行為を抑止することにある。しかし、まだ十分機能しているとはいえない。その理由の1つが、特定適格消費者団体が第1段階の共通義務確認訴訟で勝訴しても、第2段階の手続に参加してこない被害者が多数に生じると、事業者は不当に得た利益を手元に留保できる結果となるからである。

そこで、制度に実効性を持たせるために、特定適格消費者団体による集団的被害回復訴訟において、たとえば、不当表示の場合にしばしば生じるような、一定額以下の少額多数被害については、被害者から訴訟に参加しないという個別の申し出のない限り、第2段階手続において特定適格消費者団体が全被害者の損害の回復を請求できる制度の導入を検討すべきであろう。この場合、第2段階の手続に参加してこなかった消費者に支払われるべきであった金額は、消費者スマイル基金、あるいは被害者の属性に近い公益的な団体ないし被害者集団に貢献できる団体に配分することが考えられる。これは、アメリカの信託法におけるシプレ (cy-pres) 原則 (可及的近似の原則) という考え方の応用である。

EU では、製造物責任についても、2020 年の代表訴訟指令において、消費者の利益を代表する適格団体による代表訴訟が認められている。消費者裁判手続特例法に製造物の欠陥認定に関する特例を盛り込むことも考えられてよい。(2026 年8月)



一橋大学名誉教授・弁護士  
松本恒雄